

墨田区消費者ニュース

令和4年1月発行 第182号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



マグネットボール、キューブ 誤飲すると非常に危険です！！

最近、小さなお子さんがネオジム磁石（ネオジムや鉄、ホウ素を主な原料として作られた特に磁力の強い磁石）製のマグネットボールやキューブを誤飲する事故が多く発生しています。マグネットボール、キューブは磁力が非常に強く、2個以上飲み込むと磁石同士が腸管を挟み込んだ状態で動かなくなってしまう、自然に排泄されなくなることがあります。気が付かずに時間がたつと腸管に穴があき、開腹手術や大掛かりな処置が必要となります。最初は腹痛や嘔吐、発熱などの軽い症状がみられ、症状が進むとグッタリしてきて生死に関わる状態になります。海外では、複数の死亡事故も起きています。

1個の大きさが
3 - 5 mm

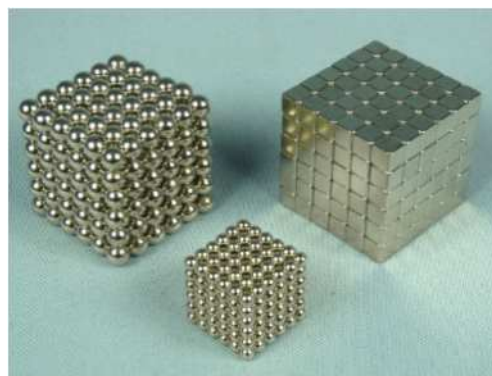
1セットに
数百個

一般的な磁石の
10倍以上

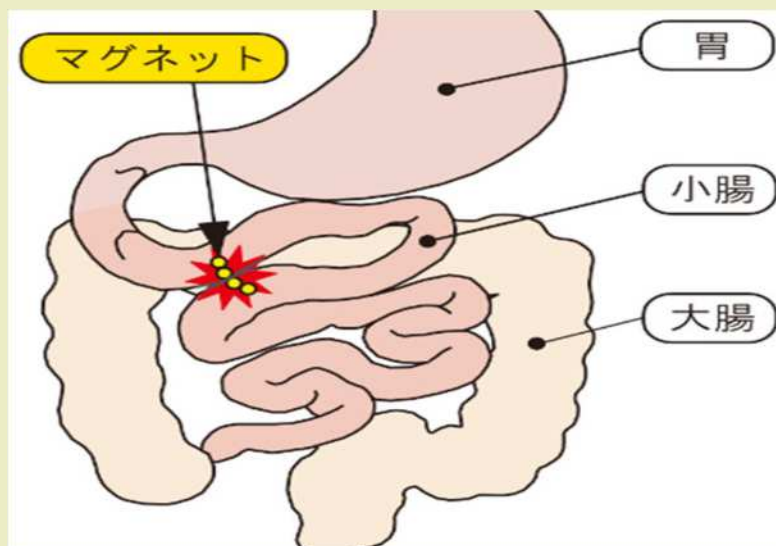
小さな子が
容易に誤飲

一部が無くな
っても
気付にくい

複数個飲み込む
と腸管を狭み
穴があく危険



「消費者庁発行啓発紙」より



マグネットボール、キューブの例
小さくても強力な磁力を持つネオジム磁石製のマグネットで、数百個を1セットとして、インターネット通販等で販売されています。
直径が3～5mmのボールや、一辺が3～5mmの立方体の形状で、「知育玩具」、「大人と子どもで一緒に遊べます」等の表示がされています。

小さなお子にさせないよう
みんなで注意しましょう！！

転売ビジネスは、簡単には儲からない！ ～「儲かる」を強調するネット広告にご用心～

【相談事例】

「誰でも簡単に稼げる」と強調するネット広告を見て、無料のオンライン起業セミナーに参加した。安く仕入れた商品を高値で転売するビジネスの紹介で、幹部から起業サポートするコンサルタント契約を勧められた。その場では申し込まなかったが、後日業者から電話があり、「自分たちが言うようにやれば誰でも稼げる」「利益がでなければ返金保証あり」と勧誘され、転売ビジネスのコンサルタント契約をし、代金40万円はクレジットカードで支払った。業者の指示通りに商品を仕入れたが、商品は売れず利益がでない。

業者に返金保証を求めても保証対象外と言われ、返金に応じてくれない。

【アドバイス】

インターネット通販等で安く仕入れた商品をフリマサイト等で販売する「転売ビジネス」に関する相談が増加しています。指示通りに作業をしても必ず利益が出るわけではなく、解約に応じてもらえなかったり、返金保証などの約束が果たされないケースもあります。簡単に高収入が得られることを強調するネット広告は、鵜呑みにしないようにしましょう。転売ビジネスを始める為に、高額な費用が必要と言われたら要注意です。

当事例の場合、セミナー参加後に業者から勧誘電話があり、契約しているので電話勧誘販売にあたります。業者が契約書面を相談者に交付していなかった為、クーリング・オフにより契約解除し、全額返金できました。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

●区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

